期間中に“こどもNISA専用普通預金口座を開設後、
こどもNISA口座開設”していただいた方へ

先着500名 1,000円 キャッシュバック

キャンペーン期間	2026年11月2日（月）～2027年3月31日（水）
対 象	お子さまが2027年1月1日時点で0歳から17歳、かつこどもNISA口座を新規開設する個人の方
キャッシュバック	2027年5月末予定（令和9年5月末）

※税務署に開設申請を行った結果、開設が認められない場合は対象外となります。
※入金時点でNISA口座が解約されている場合は対象外となります。

キャッシュバック口座は裏面にご記入ください。

こどもNISAはがましんへご相談ください。

浦郡信用金庫
https://www.gamashin.com

商号等：浦郡信用金庫
登録金融機関：東海財務局長（登金）第32号

2026年10月現在　承認番号　08-241

キャンペーン概要

キャンペーン期間　2026年11月2日（月）～2027年3月31日（水）

対象のお客さま　お子さまが2027年1月1日時点で0歳から17歳、かつこどもNISA口座を新規開設する個人の方

ご留意事項　こどもNISA口座開設後、税務署での審査が完了しなかった場合や他金融機関で重複してお手続きされている等の理由で「こどもNISA口座開設不可」となった場合、その取引は対象外となります。

プレゼント入金予定日　2027年5月末　※入金時点でNISA口座が解約されている場合は対象外となります。

18歳未満の非課税口座（こどもNISA口座）に関するご留意点

- 一人一口座（一金融機関等に限られます）しか開設できません（成人向けのNISA口座と異なり金融機関変更は不可）。
- つみたて投資枠のみ設けられ、成長投資枠は設けられません。
- 口座開設者が、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として払出しはできません。ただし、その年の3月31日において12歳である年以降は、教育費や生活費等に係る払出しは所定の手続きをすれば可能です。
- こどもNISA口座から契約不履行等事由による払出しがあった場合、当該口座は廃止され、当該口座内の株式投資信託等は、過去に換金した分も含めて非課税の適用がなかったものとされます。
- 口座の資産は口座開設者に帰属しますが、口座開設者が未成年（制限行為能力者）の間の払出し手続きは、法定代理人が行う必要があります。
- 払い出しを行った資金は口座開設者に帰属するため、口座開設者以外の人が費消等した場合には、贈与税等の課税問題が生じるおそれがあります。
- 投資される資金は口座開設者本人に帰属する資金に限られ、口座への資金拠出は口座開設者本人の名義口座からの振替・振込み、または本人（法定代理人が代理する場合を含みます）による現金入金に限られます。
- 運用管理者は「法定代理人」または「法定代理人から書面で委任を受けた二親等以内の親族」に限られます。
- 口座開設者が18歳になると、それまでの運用管理者の法定代理権が消滅するため、原則として口座開設者本人が運用することになります。
- 口座開設者がその年1月1日において18歳になると、こどもNISA口座は、自動的に成人向けのNISA口座（非課税保有限度額1,800万円等）になります。
- 口座開設者が18歳到達以降に初めて取引等をされるまでの間に、適合性の確認をさせていただきます。
- このご案内は、本資料作成時点の法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により記載内容と異なってくる可能性があります。
- こどもNISA口座を利用される場合には、別途、対象商品や、つみたて投資枠に係る留意事項などについてもご確認ください。

― キャッシュバック口座ご記入欄 ―

受付日	
支店名	
ふりがな	
お子様の氏名	
生年月日	（ 西暦 ・ 平成 ・ 令和 ）　　年　　月　　日
こどもNISA専用 普通預金口座番号	
キャッシュバック 入金口座番号 ※上記口座番号と同一は不可	※お子様名義に限ります。
ふりがな	
親権者の氏名	
ご住所	〒　　―
電話番号	（　　）　　―